

信州大学繊維学部環境マネジメントシステム
法規制登録一覧表

No.	環境側面	該当法規等	法規等に該当する対象	
1	上田市下水道への排水	下水道法、 上田市下水道条例	最終排水口の測定 (175.6 m ³ /d)	
2	ボイラーからのばい煙	大気汚染防止法	ボイラー施設(1970/h)	
3	地域環境への騒音排出	騒音規制法、上田市公害防止条例	繊維学部の敷地境界(第2種区域/第1種中高層住居専用地域)	
4	ダイオキシンの土壌への排出	ダイオキシン類対策特別措置法、 土壌汚染対策法	焼却炉跡地	
5	毒物・劇物の使用、保管時の漏洩、地下浸透	毒物及び劇物取締法	劇物	危険物保管庫
			毒物、劇物を含む廃液	廃液保管庫
			毒物、劇物	先進繊維・感性工学科
			毒物、劇物	機械・ロボット学科
			毒物、劇物	化学・材料学科
			毒物、劇物	応用生物科学科
			劇物	附属農場
			劇物	基盤研究支援センター上田分室
			毒物、劇物	遺伝子実験支援部門
			毒物、劇物	国際ファイバー工学研究所
			毒物、劇物	先進植物工場
			毒物、劇物	Fii棟・プロジェクト・総研棟・J2棟
毒物、劇物	繊維教育実験実習棟・紡糸(J1)棟			
			危険物	危険物保管庫
			危険物を含む廃液	廃液保管庫
			危険物	先進繊維・感性工学科

6	危険物の取扱、保管時の漏洩	消防法	危険物	機械・ロボット学科
			危険物	化学・材料学科
			危険物	応用生物科学科
			危険物	附属農場
			危険物	基盤研究支援センター上田分室
			危険物	遺伝子実験支援部門
			危険物	国際ファイバー工学研究所
			危険物	先進植物工場
			危険物	Fii棟・プロジェクト・総研棟・J2棟
			危険物	繊維教育実験実習棟・紡糸（J1）棟
7	指定化学物質の排出	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	対象なし	
8	高圧ガスの使用、保管時の漏洩	高圧ガス保安法	高圧ガス	I棟（応用生物科学科）
			高圧ガス	D棟（先進繊維工学コース）
			高圧ガス	F棟（化学・材料）
			高圧ガス	A棟（機能機械学コース）
			高圧ガス	N棟（総合研究棟、大型機器室等）
			高圧ガス	J1・J2棟
			高圧ガス	G棟（機能高分子学コース）
			高圧ガス	H棟（感性工学コース）
			高圧ガス	K棟（国際ファイバー工学研究所）
			高圧ガス	S棟（遺伝子実験支援部門）
			高圧ガス	O棟（応用生物科学）
			高圧ガス	C棟（繊維教育実験実習棟）
			高圧ガス	R棟（基盤研究支援センター上田分室）
9	放射性同位元素の使用	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	放射性同位元素	遺伝子実験支援部門
10	遺伝子組換え生物等の使用	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	遺伝子組換え生物	遺伝子実験支援部門
			遺伝子組換え生物	応用生物科学科
11	廃棄物の排出	廃棄物の処理及び清掃	産業廃棄物（金属くず，ガラスくず，廃プラスチック）	資源・ゴミ置き場
			産業廃棄物（廃油，廃酸，廃アルカ	廃液保管庫

11	出	に関する法律	特別産業廃棄物(燃えやすい廃油, 廃酸 (pH2以下), アルカリ (p	廃液保管庫
			特別産業廃棄物(汚泥)	生協
12	PCB廃棄物の排出	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	蛍光灯安定器 (40W×2灯用) 15個, (40W×1灯用) 9個, (20W×1灯用) 9個, (10W×1 蛍光灯安定器 (40W×2灯用) 201個, (40W×1灯 高圧トランス (50kVA, 東芝) 1個, (100kVA, 松下) 1個, コンデンサー (1000WV) 8個, コンデンサー (2500WV) 1個, コンデンサー (4000WV) 5	PCB保管場所
13	フロン類を含む特定製品の廃棄	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 (フロン排出抑制法)		会計係
14	事業活動による使用済物品等及び副産物の発生	資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	パソコン	会計係

15	特定容器、 特定包装、使 用商品の販 売	容器包装に 係る分別収 集及び再商 品化の促進 等に関する 法律（容器 リサイクル 法）	スチール缶、 アルミ缶、ガ ラス製容器、 段ボール、紙 パック、紙製 容器包装、 PETボトル、 プラスチック 製容器包装、	生協
16	特定家庭用 機器(テレ ビ・エアコン ・冷蔵庫・冷凍 庫・洗濯 機)の廃棄	特定家電用 機器再商品 化法（家電 リサイクル 法）	テレビ・エ アコン・冷蔵 庫・冷凍庫・ 洗濯機	会計係
17	特定建設資 材の廃棄	建設工事に 係る資材の 再資源化等 に関する法 律（建設リ サイクル 法）	建設資材廃棄 物	建設工事現場
18	食品廃棄物 の排出	食品循環資 源の再生利 用等の促進 に関する法 律（食品リ サイクル 法）	食品廃棄物	生協食堂
			堆肥化施設	農場
19	環境物品の 調達	国等による 環境物品等 の調達の推 進等に関する 法律（グ リーン購入 法）	特定調達品 （情報用紙・ 印刷用紙、低 公害車：公用 車、低電力型 コピー機）、 文具（エコ マーク、グ リーンマーク 認定製品）、 国産間伐材使	会計係
			ニッサンセレ ナ(長野500ゆ 6436)19年式 平成19年9月6 日購入	車庫
			トヨタプリウス	

20	使用済自動車の廃棄	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	トヨタプリウスα	
			トヨタエクスイア	
			トヨタコースター(長野22さ4621)6年式平成6年11月21日購入	
			いすゞエルフダンプ(長野40そ3527)20年式平成20年	
			いすゞ コモ(長野400そ5410)20年式平成20年8月20日購入	
		附属農場		
21	エネルギーの使用	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー法)	D棟(事務部・講義室及び先進繊維(2323m ²))	
			I棟(応用生物科学(2813m ²))	
			F棟(化学・材料(4773m ²))	
			G棟(機能高分子(2410m ²))	
			H棟(大学院及び感性工学(4181m ²))	
			N棟(総合研究棟(5311m ²))	
22	化学物質の取扱、健康への影響	労働安全衛生法 有機溶剤中毒予防規則	有機溶剤	先進繊維・感性工学科
			有機溶剤	機械・ロボット学科
			有機溶剤	化学・材料学科
			有機溶剤	応用生物科学科
			有機溶剤	附属農場
			有機溶剤	基盤研究支援センター上田分室
			有機溶剤	遺伝子実験支援部門
			有機溶剤	機能高分子学課程
			有機溶剤	国際ファイバー工学研究所
			有機溶剤	先進植物工場
			有機溶剤	F11棟・プロジェクト・総研棟・I2棟
			有機溶剤	繊維教育実験実習棟・紡糸(J1)棟
			23	特定化学物質等の使用、保管時の漏洩、地下浸透
特定化学物質	附属農場			
特定化学物質	先進繊維・感性工学科			
特定化学物質	化学・材料学科			
特定化学物質	機械・ロボット学科			
特定化学物質	基盤研究支援センター上田分室			

			特定化学物質	遺伝子実験支援部門
			特定化学物質	国際ファイバー工学研究所
			特定化学物質	繊維教育実験実習棟
24	石綿等	労働安全衛生法 石綿 障害予防規	石綿	附属農場 機械蚕室
25	生協食堂部門及び購買部門におけ	食品衛生法	従業員	生協食堂

法的要求事項	自主基準値	順守評価者
pH 5を超え9未満	5.5~8.5	資源江 年ル ギ一部 会長
BOD 5日間で600 mg/ℓ未満	500mg/L以下	
SS 600 mg/ℓ未満	500mg/L以下	
n-Hex (動植物油脂類) 30 mg/ℓ	20mg/L以下	
シアン 1 mg/ℓ以下	0.5 mg/ℓ以下	
鉛 0.1 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下	
六価クロム 0.5 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下	
水銀 0.005 mg/ℓ以下	0.001 mg/ℓ以下	
銅 3 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下	
亜鉛 5 mg/ℓ以下	3 mg/ℓ以下	
マンガン(溶解性) 10 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以下	
クロム 2 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下	
燃焼能力500/h以上のバーナーの届出		化学物質・安全部会長
ばいじん—0.3 g-m ³ N以下		
イオウ酸化物—8.6 m ³ N/h以下		
窒素酸化物—180 volppm以下		
記録を3年間保存		
昼間(8~18時) 60dB以下		
朝夕(6~8時; 18~21時)		
夜間(21~6時まで) 50dB以下		管理係
ダイオキシン類(ポリクロロジベンゾパラジオキシン(PCDDs)、ポリクロロジベンゾフラン(PCDFs)、コプラナーPCB(Co-PCBs)) 1000pg-TEQ/g	250pg-TEQ/g	
保管庫・薬品庫の施錠及び表示、飛散・漏れ・流出等の防護処置、台帳管理、盗難または紛失時には警察署へ届出義務		化学物質・安全部会長
危険物の指定数量以上の保管は、予め消防署に届け出、指定数量の9.9倍未満で管理		

<p>1 部屋あたり指定数量の 5 分の 1 未満で管理.</p>		<p>化学物質・安全全部会長</p>
<p>第1種および第2種化学物質の環境への排出量に関するデータを集計し，所在する都道府県に届出義務</p>		
<p>同一建屋内に300m2以下，火気からの距離，ボンベ転倒防止，保管場所温度等について規制あり.</p>		<p>化学物質・安全全部会長</p>
<p>文部科学大臣へ放射性同位元素使用の届出，放射線取扱主任者を選任</p>		<p>遺伝子実験部門・RI実験室</p>
<p>P1レベルの実験室自体の許可が必要（審査を受ける），実験計画は所属大学長の許可が必要.</p>		<p>遺伝子実験部門・RI実験室</p>
<p>産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理委託契約，マニフェストの運用管理，知事への報告義務：特管物（60</p>		<p>資源エネルギー</p>

<p>日を越えた時), 及び管理票に関する報告書, 産廃物 (90日を越えた時), 保管場所の掲示版: 60 c m × 60 c m</p>		<p>ギ一部 会長</p>
<p>P C B 廃棄物の保管及び処分の状況について、県知事に届出の義務有り。平成28年7月14日まで適正に処分する義務有り。 環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準 (則2条) ①廃油: P C B の量が0.5 m g 以下/試料1 k g, ②廃酸/廃アルカリ: P C B の量が0.5m g 以下/試料1 ℓ, ③廃プラスチック類/金属くず: P C B が付着/封入されていないこと。④陶磁器くず: P C B が付着していないこと。、⑤①~④以外の廃棄物: 当該処理したものに含まれる P C B の量が0.003 g 以下/検液1 ℓ</p>		<p>化学物質・安全部 会長</p>
<p>第一種特定製品 (フロン類が充てんされている、第二種特定製品を除き業務用のエアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器 (自動販売機を含む)) を廃棄する場合、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者にへのフロン類引渡し義務。第一種特定製品廃棄者は、第一種特定製品回収者に対し、フロン類の回収等の費用に関しての適正な料金の請求について</p>		<p>会計係</p>
<p>排出者は、パソコン廃棄物の再商品化等が確実に実施されるように小売業者に適切に引渡し、小売業者から収集及び再商品化等に必要な料金を請求された場合、その支払いに応じる義務。2003年10月1日以降に販売されたパソコンの機種銘板にPCリサイクルマークがついているものは無料。ただし、倒産したメーカーのものについては有料。使用済みのパソコンを排出するとき</p>		<p>会計係</p>

<p>分別収集、再商品化義務量の再商品化、帳簿に再商品化に関する事項を記載、5年間保存</p>		<p>生協店長</p>
<p>排出者は、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるように小売業者に適切に引渡し、小売業者から集及び再商品化等に必要な料金を請求された場合、その支払いに応じなければならない。</p>		<p>会計係</p>
<p>発注者は、注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設</p>		<p>資源エネルギー部会長</p>
<p>食品の製造又は加工の過程における原材料の使用の合理化、流通過程の品質管理の高度化、配送及び保管方法の改善、販売方法の工夫、調理残さを減少させる調理方法及び含有成分などの情報を提供、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施 食品循環資源と容器包装等原材料等との適切な分別、食品循環資源の品質保持に必要な温度管理、腐敗物の除去、特定肥料の安全性確保及び品質</p>		<p>生協店長</p>
<p>国等における環境物品の調達推進義務</p>		<p>会計係</p>
<p>シュレッダーダスト、エアバッグ、フロン等のリサイクル適正処理のために自動車所有者が処理費用を負担。自動車所有者は、車検時や購入時</p>		

		会計係
床面積の合計が2000m2の特定建築物について外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び空気調和設備等に係るエネルギーの効率利用のための措置を所管行政庁に届出		資源エネルギー部会長
第一～三種有機溶剤の取扱い（排気設備等）、作業環境測定、貯蔵、空容器の処理方法		化学物質・安全部会長
特定化学物質（ベンゼン、クロム酸及びその塩など）の密閉化、局排設備、用後処理、漏洩防止、管理（点検、測定、記録等）		化学物質・安全部会長

石綿（重量0.1%を超えて含有する場合も含む）		管理係
検便，消毒，衛生検査，健康診断。		生協店長